条例

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第二十二号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（埼玉県立嵐山郷条例等の一部改正）

第一条　次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

一　埼玉県立嵐山郷条例（昭和五十年埼玉県条例第七十四号）別表第二障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの項

二　埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）別表第一障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援及び就労定着支援に限る。）の項

三　埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）別表第一自立訓練及び短期入所の項

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）第五十六条第二項及び第五十七条

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を次のように改正する。

第六条、第四十五条及び第百五条第四項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

（児童福祉法施行条例の一部改正）

第三条　児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項、第六十六条第四項、第百八条第四項、第百二十二条及び第百六十四条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則第八条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。